

## 変更届添付書類（建設関連業務委託）

変更事項	添付書類
商号又は名称	・ 商業・法人登記履歴事項全部証明書 ・ 誓約書
代表者（法人の場合）	・ 商業・法人登記履歴事項全部証明書 ・ 委任状（営業所長等に権限を委任する場合） ・ 誓約書
営業所長等（受任者）・職氏名	・ 委任状
本社の所在地	・ 商業・法人登記履歴事項全部証明書
法令に基づく登録を要する業種について登録の更新※	・ 登録の更新の通知又は登録証明書（コピー可）
希望する業務	追加 ・ 登録証明書（必要な業務のみ） 取り消し ・ 変更届のみ
使用印鑑	・ 使用印鑑届又は委任状（営業所長等に権限を委任する場合）
実印	・ 印鑑証明書又は委任状（営業所長等に権限を委任する場合）
本社又は委任先の電話番号・FAX・メールアドレス	
委任先の所在地	・ 委任状
委任先の変更	・ 委任状 市内に委任先を変更する場合 ・ 完納証明書
委任の取りやめ	

※「法令に基づく登録を要する業種について登録の更新」について

建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」を登録している場合は、建築士法第23条第3項に規定する更新の登録（登録有効期限は5年間）に関するものを提出してください。

測量業務を登録している場合は、測量法第55条第3項に規定する更新の登録（登録有効期限は5年）に関するものを提出してください。

### 〔注意事項〕

- (1) 登記事項証明書等の証明書類は、3か月以内に作成されたものであること。
- (2) 添付書類は、委任状及び誓約書を除き、写しの提出で可とする。
- (3) 登記事項証明書が登記処理の関係で間に合わない時は、株主総会の会議録の写しを添付し、登記完了後すみやかに提出してください。